

令和 7 年
第 3 回多摩市議会
定例会

議員提出議案

多摩市議会

議員提出議案第 8 号

通学路の安全対策に係る支援を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

提出者	多摩市議会議員	松田 だいすけ
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤條 たかゆき
同	同	折戸 小 夜 子
同	同	し ら た 満
同	同	岩崎 み な こ
同	同	し の づ か 元
同	同	小 林 憲 一
同	同	あらたに 隆見

多摩市議会議長 三階道雄 殿

通学路の安全対策に係る支援を求める意見書

本市は、市内道路への信号機や横断歩道の設置など、通学路における安全対策について、周辺の状況を考慮しながら積極的かつ柔軟に推進してきた。平成24年度策定の「通学路における緊急合同点検等実施要領」や、平成30年度策定の「登下校防犯プラン」に基づき、教育委員会、学校、道路・公園管理者、警察等関係機関と連携して登下校時の安全対策に取り組んでいるが、信号機や横断歩道の新設、交通規制や道路標示の実施など、公安委員会へ諮る必要があり、柔軟かつ迅速な対応が困難な案件もある。児童・生徒の安全確保のため、学校や地域の要望をくみ取って、積極的な対応をお願いしたい。

また、交通量の多い幹線道路や踏切など、市内通学路で特に交通上の安全確保が必要な箇所に安全誘導員を配置している。現在市内8箇所に誘導員を配置し、安全整理業務を委託しているが昨今の人件費高騰の影響もあり、厳しい財政状況下で配置時間の削減も検討せざるを得ない状況である、昨今PTA活動がない学校もあり、保護者や地域ボランティアへの移行も困難な状況である。子どもたちの通学途上の安全確保のために必要な事業であるので安全整理業務の委託継続の予算措置によるご支援をいただきたく要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

東京都知事 殿
東京都教育長 殿

議員提出議案第 9 号

学校施設の老朽化等に伴う施設整備に係る財政支援について
国庫補助である『学校施設環境改善交付金』の更なる充実を
図るよう文部科学省への働きかけを求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により
別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

提出者	多摩市議会議員	松田 だいすけ
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤條 たかゆき
同	同	折戸 小 夜 子
同	同	し ら た 満
同	同	岩崎 み な こ
同	同	し の づ か 元
同	同	小 林 憲 一
同	同	あらたに 隆見

多摩市議会議長 三階道雄 殿

学校施設の老朽化等に伴う施設整備に係る財政支援について
国庫補助である『学校施設環境改善交付金』の更なる充実を
図るよう文部科学省への働きかけを求める意見書

学校教育環境の整備にあたり、校舎・体育館等、多くの学校施設で老朽化が進み、改修等の必要性が高まっている。このような状況の中、地方自治体には、長期的な見通しのもとに学校施設の長寿命化や環境改善など、安全・安心な教育環境の充実と将来を見据えた施策を着実に推進していく責務がある。

本市では、令和元年度～３年度に東京都に補助金を申請した学校施設環境改善交付金の空調設置に係る交付金の一部が不採択となったが、令和４年度以降全ての事業が採択された。しかし、補助単価は実勢価格と乖離しており、経費負担は大きい。東京都教育庁には、この状況を踏まえ、令和８年度以降も全ての事業を採択するとともに、国の補助単価及び補助率の引上げ等、補助制度を拡充することについて、文部科学省への働きかけを要望する。

また、本市では、建築後約３０年を目安に実施する長寿命化改修（予防改修）が令和８年度を以って完了し、令和９年度以降は築後約６０年を目安に行う改修の予定である。

今後の改修では、予防改修事業の補助要件とされている『建築後２０年以上４０年未満』に当てはまらず、長寿命化事業の補助要件である『今後３０年以上使用する予定のもの』に該当するとも断言できず、補助制度の活用が困難である。

そのような中、昨今の物価高騰や労務単価上昇により工事経費の負担は更に重くなっており、市の一般財源のみで学校施設の長寿命化を図っていくのは厳しい状況である。

国や都の補助等は、事業を進めていく上で大きな推進力となるため、国の補助要件を含む制度の拡充について、都から国へ働きかけていただくよう要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

東京都知事 殿
東京都教育長 殿

議員提出議案第 10 号

学校給食費無償化実施のための東京都公立学校給食費負担軽減事業、
市町村総合交付金（政策連携枠）の継続実施を東京都に求めるとともに
国への働きかけを求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により
別紙のとおり提出する。

令和 7 年 10 月 3 日

提出者	多摩市議会議員	松田 だいすけ
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤條 たかゆき
同	同	折戸 小 夜 子
同	同	し ら た 満
同	同	岩崎 み な こ
同	同	し の づ か 元
同	同	小 林 憲 一
同	同	あらたに 隆見

多摩市議会議長 三階道雄 殿

学校給食費無償化実施のための東京都公立学校給食費負担軽減事業、
市町村総合交付金（政策連携枠）の継続実施を東京都に求めるとともに
国への働きかけを求める意見書

令和6年度より東京都にて実施している「東京都公立学校給食費負担軽減事業（教育庁）」、学校給食費無償化のための「市町村総合交付金（政策連携枠）」の拡充（総務局）について、令和8年度についても継続して実施することを求めるとともに、学校給食費の無償化については国の財源で進めていくことを東京都から国へ働きかけるよう求めるものである。

公立の小中学校に在籍する児童・生徒を対象に、保護者の学校給食費にかかる経済的負担を軽減するため、東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金、市町村総合交付金（政策連携枠）を活用し、当市をはじめ、都内の自治体で学校給食費の無償化を実施しているところである。学校給食費の無償化は財政負担が大きく、学校給食に係る食材料費も高騰していることから、東京都の支援なく、市の一般財源だけで実施することは難しい状況にある。保護者の学校給食費に係る経済的負担を引き続き軽減していくためにも、令和8年度についても公立学校給食費負担軽減事業、市町村総合交付金（政策連携枠）の拡充の継続実施を求める。

また、学校給食費の無償化については、財政的負担等を理由に対応ができない自治体が多く、地域間格差が問題視されている。地域間格差を是正するためにも、引き続き国の財源で無償化を進めていくよう、国への働きかけを東京都に求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

東京都知事 殿
東京都教育長 殿

議員提出議案第 1 1 号

中学校等における地域連携・地域移行に関する支援事業の
補助率について拡充を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により
別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

提出者	多摩市議会議員	松田 だいすけ
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤條 たかゆき
同	同	折戸 小 夜 子
同	同	し ら た 満
同	同	岩崎 み な こ
同	同	し の づ か 元
同	同	小 林 憲 一
同	同	あらたに 隆見

多摩市議会議長 三階道雄 殿

中学校等における地域連携・地域移行に関する支援事業の
補助率について拡充を求める意見書

スポーツ庁及び文化庁は、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（以下、国のガイドライン）を策定し、令和８年度以降の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和１０年度までを改革実行期間の前期に位置付けている。この間、各区市町村は、国のガイドラインや、東京都が策定したガイドライン等を踏まえ準備を進めていくが、実証事業や、コーディネーターの配置、スポーツ・文化芸術団体や大学、民間事業者との連携・移行に係る人件費等には相応の予算措置が伴う。各市町村が、財政事情や人材事情等を踏まえ、持続可能な方法で、地域の実態に合わせた連携や移行を進めていくための財政支援制度として当事業の補助率の拡充を要望する。

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化活動移行に向けては、「既存の人的・物的資源をどのように活用していくか」を考慮する必要がある。また、活用に係る人件費や会場費用、保険、参加費用等の全てが受益者負担となり、保護者の負担の増加にならないよう、行政による財政面での支援が必要である。

部活動の地域連携や移行において、目指す方向性として、「地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境の整備、多様な体験機会の確保等」が国から示されている。地域の子供たちは学校を含めた地域で育てるという意識の下、地域の実情に応じて最適化を図り、体験格差を解消することが求められる。改革推進期間における実践検証（試行）を本格実施に生かしていくためにも、ランニングコストを見据えた財政面の支援をお願いしたい。

現行の予算措置である「中学校等における地域連携・地域移行に関する支援事業」は、都の補助率が３分の１もしくは２分の１となっており市負担がある。令和８年度以降の改革実行期間に、地域連携・地域移行を円滑に行うために、区市町村の負担を無くす十分な予算措置を講じていただくよう要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

東京都知事 殿
東京都教育長 殿

議員提出議案第 12 号

定期の予防接種の実施に係る経費について、国の責任において
財源を確保するよう求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により
別紙のとおり提出する。

令和 7 年 10 月 3 日

提出者	多摩市議会議員	松田 だいすけ
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤條 たかゆき
同	同	折戸 小 夜 子
同	同	し ら た 満
同	同	岩崎 み な こ
同	同	し の づ か 元
同	同	小 林 憲 一
同	同	あらたに 隆見

多摩市議会議長 三階道雄 殿

定期の予防接種の実施に係る経費について、国の責任において
財源を確保するよう求める意見書

国の予防接種計画により、定期の予防接種の対象が拡大している。定期の予防接種の実施に係る経費について、国の責任において財源を確保するようお願いしたい。

平成25年4月、予防接種法が改正され、段階的にワクチンの定期接種化が進められ、令和2年度のロタウイルス等、計7ワクチンが定期接種化されたことや、令和5年度にはHPV高額ワクチン（シルガード9）の導入、令和6年度以降も五種混合ワクチン、带状疱疹ワクチンが定期接種化され、おたふくかぜワクチンについても、現在国において定期接種化が検討されている。

また、新型コロナワクチンの定期接種についても、令和6年度に実施された国の助成が令和7年度は実施されないこととなっている。

定期接種にかかる費用は、交付税措置されているが、不交付団体である本市においては、接種にかかる費用の全額を一般財源で負担しており、定期接種化に伴い生じる財政負担が重く、本市における財政運営の持続可能性を妨げるものとして懸念されている。

予防接種施策は、感染症対策の基盤をなすものであることから、国の責任において、全国一律に実施されるように要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
国税庁長官 殿